

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百十九条の十二第五項の規定に基づき、エスカレーターの制動装置の構造を次のように定める。

平成 年 月 日

### エスカレーターの制動装置の構造を定める件

エスカレーターの制動装置は、次の構造とすること。

- 一 次の状態を検知する装置を設けること。
  - イ 踏段くさりが異常に伸びた場合
  - ロ 動力の切断
  - ハ 昇降口において床の開口部を覆つ戸を設けた場合においては、その戸が閉じよつとじていること。
  - ニ 昇降口に近い位置において人又は物が踏段側面とスカートガードとの間に強くはさまれたこと。
  - ホ 人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだこと。
- 二 第一号のイからハまでに掲げる状態が検知された場合において、踏段に何も乗せない状態で踏段が上昇中に次の式によつて計算した数値以上とし、かつ、踏段と踏段の段差が四ミリメートル以上のエレベーターにあつては、〇・六メートル以下で停止せしめることができること。

$$S = \frac{V^2}{9,000}$$

この式において、 $S$ 、 $V$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$S$  停止距離（単位 メートル）

$V$  定格速度（単位 メートル毎分）